

◇消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 災害応急作業等派遣手当を新設することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和6年5月30日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和6年1月1日から適用することにしました。

（総務局人事部給与課）